

公認 SAM コンサルタントトレーナー資格認定基準

2013 年 10 月 9 日制定

(目的)

第1条 本基準は、公認 SAM コンサルタントトレーナー（以下、「CSCT」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、公認 SAM コンサルタント（以下「CSC」という）研修の講師を務めるために必要な知識と経験を有している者を、CSCT として認定する。

2. CSCT 資格の認定要件として次のとおり定める。

- (イ) SAMAC 資格認定委員会にて CSCT の受講が承認されること。
- (ロ) 2 名以上の CSCT が参加する SAMAC の主催する CSC 研修にてオブザーバ参加 1 回、講師 2 回を担当し、講師を担当した研修については CSCT2 名が聴講し、評価する。
- (ハ) 聴講した CSCT2 名が推薦すること。
- (ニ) 資格認定委員会が承認すること。
- (ホ) 別途定める申請書を提出し、資格認定委員会にて書類審査に合格していること。

(資格有効期間)

第3条 資格の有効期間は資格認定後 3 年間とする。

(資格更新条件)

第4条 下記に示す要件を満たす場合は、CSCT 資格を維持することができる。

- (イ) SAMAC の CSC アップデート研修および CSCT アップデート研修を受講すること。
- (ロ) この基準に満たない場合には翌年度に、SAMAC 開催の CSC 研修にオブザーバ参加することでこの基準に変えることができる。
- (ハ) 2 年連続して当該要件を満たすことができない場合には、CSCT 資格の停止（CSCT を名乗ることができない状態）について理事会で検討する。

(本基準の改廃等)

第5条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。

- 2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

(本基準の施行)

第6条 本基準は 2013 年 10 月 9 日より施行する。

以上